



はい！こちら消費生活センターです

成年年齢引き下げで気を付けることは？ No. 3 ～消費者トラブル（お試し購入・美容医療・賃貸借）～

これまで未成年者取消しによって取消しが可能だった18歳から19歳が成年となることで、契約の取消しができなくなるため、契約トラブルが増加するおそれがあります。悪質業者は成年になって間もない新成人をを狙うことが想定されるため、成年年齢が引き下げられた新成人はより一層の注意が必要です。契約を安易に考えず、正しい知識を身につけましょう。今回はお試し購入・美容医療・賃貸借トラブルについてです。

●お試し購入トラブル(1回だけの購入と思っていたのに、実際は定期購入契約になっていた?)→◎商品を購入する前に申込最終確認画面で「定期購入期間」「支払総額」なども確認する◎契約内容などを確認できるよう、スクリーンショットなどで記録する

●美容医療サービストラブル(「10万円全身脱毛」の広告を見たが、実際は70万円の高額コースを勧められたが、解約したい)→◎その場で契約・施術をしないようにする◎広告には NG 表現があることを知っておく◎施術前にリスクや副作用の確認をする◎お金がないなら契約しない

●賃貸借トラブル(賃貸マンションを退去した後、ハウスクリーニング費用などを含む高額な原状回復費用を請求された)→◎契約時:契約書の記載内容や賃貸物件の現状をよく確認する。入居中:入居中のトラブルは貸主側にすぐ相談する。退去時:精算内容をよく確認し、納得できない点は貸主側に説明を求める

(*国土交通省が定めている「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考に貸主側に説明を求め、費用負担について話し合おう)

18歳になると一人で契約できる反面、原則として一方的にやめることはできません。

不安に思ったり、トラブルで困った場合は消費生活センター等に相談しましょう。

消費生活の相談や苦情はお気軽に**相楽消費生活センター**へ（電話又は来所）

☎0774-72-9955（ナニ？キューキューGOGO!）

相談は**無料**です。 秘密は厳守します。

※「消費者ホットライン」☎188（いやや!）番もご利用ください。

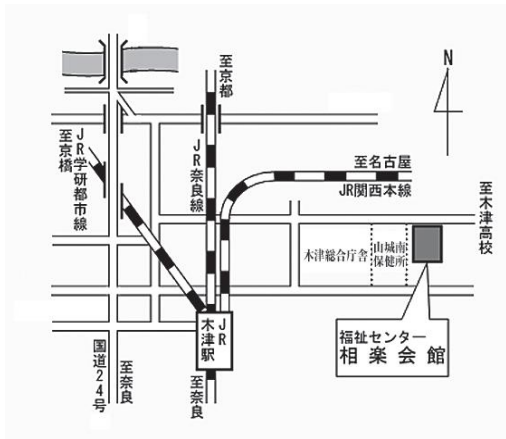
相談日 月～金（祝・休日、年末年始除く）

相談時間 午前9時～正午、午後1時～4時

住所 木津川市木津上戸15 相楽会館1階

京都府木津総合庁舎東隣（JR木津駅東口から徒歩約5分）

※土曜・日曜・祝日（年末年始除く）は075-811-9002（電話のみ）



相談すれば 楽になる